

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	北見市 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北見市は、特定公共賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道北見市長

## 公表日

令和3年12月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び北見市特定公共賃貸住宅条例に基づき、特定公共賃貸住宅の管理、住宅使用料の賦課、徴収及び収納管理等の事務を行う。
③システムの名称	住宅管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、収納管理システム、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理ファイル、収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の61の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）  <情報照会の根拠> 別表第2の85の2の項 主務省令第43条の4  <情報提供の根拠> なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部 公営住宅管理課
②所属長の役職名	公営住宅管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地 0157-25-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地 0157-25-1209

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月21日	I - 1 - ③システムの名称	住宅管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	住宅管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、収納管理システム、窓口支援システム	事前	
平成28年10月21日	I - 2特定個人情報ファイル名	住宅管理ファイル	住宅管理ファイル、収納管理ファイル	事前	
平成28年12月30日	I - 3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の61の2の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の61の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条の3</li> </ul>	事前	
平成28年12月30日	I - 4 - ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 <情報照会の根拠> 別表第2の85の2の項 <情報提供の根拠> なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号及び別表第2</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)</li> </ul> <情報照会の根拠> 別表第2の85の2の項 主務省令第43条の4 <情報提供の根拠> なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事前	
平成29年4月1日	I - 5 - ②所属長	総務課長 阿部 実	総務課長 今泉 好博	事後	所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年1月21日	I - 5 - ②所属長	総務課長 今泉 好博	総務課長	事後	所属長名から所属長の役職名への変更であり、重要な変更には該当しない。
H31.2.8	基礎項目評価書全体		新様式への変更	事前	
R2.10.5	II しきい値判断項目	平成27年10月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
R3.4.5	I - 5 - ①部署	都市建設部 総務課	都市建設部 公営住宅管理課	事後	組織体制の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
R3.4.5	I - 5 - ②所属長	総務課長	公営住宅管理課長	事後	組織体制の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.9.1	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号及び別表第2</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 別表第2の31の項 主務省令第22条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第二</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 別表第2の31の項 主務省令第22条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p>	事後	法令改正に伴う変更
R3.11.15	I-7 請求先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209	総務部 文書課 北見市大通西3丁目 0157-25-1209	事後	新庁舎移転による変更。
R3.11.15	I-8 連絡先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209	総務部 文書課 北見市大通西3丁目 0157-25-1209	事後	新庁舎移転による変更。
R3.11.15	II しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	